

## 三鷹都市計画道路3・4・3号線 事業概要及び測量説明会

### 主な質問と回答（要旨）

日時 令和元年6月7日（金） 19:00～20:30  
場所 北野三丁日常設会場

#### 【用地取得について】

**Q 1 敷地の8～9割が計画道路にかかる場合、残った2～1割の土地は用地取得の対象となるのか？**

A 1 都市計画線にかかった部分を用地取得させていただきます。残った土地については、残地補償という形で補償させていただく場合があります。  
なお、補償の内容については、個別に相談させていただきます。

**Q 2 面積の少ない土地が残っても、その土地には住めない。  
この場合の補償はどう考えているか。**

A 2 測量を行った結果、建物等の移転が必要な場合には、物件の調査をさせていただき、従前の価値や機能を損なわないよう、移転に要する費用を補償させていただきます。

#### 【測量について】

**Q 3 現況測量、用地測量の2年間の具体的なスケジュールは？**

A 3 測量作業は、約2年間のうちに現況測量を1年程度で実施し、その後、用地測量を実施することを想定しています。

**Q 4 用地測量の立会依頼が、2週間前に届くとの話だが、既に予定が入ってしまっている場合、日程調整はできるのか？**

A 4 ご都合の合わない場合などは、別途ご相談の上、立会をお願い致します。

#### 【本事業について】

**Q 5 北野1-6付近の道路（スライド18の写真）は、通学路になっているが、歩道がなく危険である。安全確保のために、早く道路を整備して欲しい。**

A 5 本日、ご説明した通り、測量等を実施し、都市計画道路の完成を目指していきます。